



経営の散歩道

川中経営研究所
所長 川中清司

▼相続税の対策は次の3つに大別できる。

- 1、財産の評価を下げる。
- 2、財産を移転する。
- 3、遺産の争いを防ぎ、納税資金を準備する。

いずれも法律的に妥当で、そして計画的に行うことが大切だ。

▼財産の評価を下げるには、非課税財産に変える方法がある。

仏壇や位碑、神棚など日常礼拝の対象とする祭具やお墓などには相続税はかからない。

被相続人が生きているうちに作った方が、お金で残すよりもトクになる。

立派すぎるから認められないということはない。信仰は自由であり、その形式や深さの度合いは他人には計れない。

とは言っても、骨とうや投機目的で買った金むくの仏像や仏具までも、非課税にするほど税務署は甘くない。

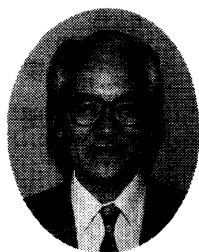
▼ところで課税されない財産を購入した場合に、その未払いの金額は「債務控除」の対象にはならない。

こんな話がある。大きな墓をたて立派な仏壇も買ったが、その代金を払わないままご本人が亡くなってしまった。遺族らは相続税の申告に当たって、その未払金を故人の負債として資産から控除したが認められず、結局、税金が追加となった。

▼財産を移転するには、生前贈与のほかに「寄付の活用」がある。指定できず不満もある。それよりは住み親しんだ古里の町や学校に寄贈するのも、人生の最終の選択としてふさわしかろう。アメリカでは自分が卒業した学校に建物や施設を寄付することを人生目標とする人も多い。

▼相続は「争族」の始まりといわれる。遺産を取りあう骨肉の争いは悲惨だ。それを避けるには遺言書に相続の仕方と、相続執行者を書き残すことだ。

自分自身の手で遺言の内容を書いたため、年月日を書いて署名、押印すれば、自筆記書遺言書はできあがる。しかし誰かが開封



第五十五回

相続税ノート

その六

る。生前に自ら公益法人を設立して、そこに財産を寄贈するの

も良い。財団法人・五島美術館や松下政経塾の例もある。

相続の開始を知った日から六ヶ月以内に、国や地方公共団体とか、日本赤十字社などの公益法人に寄付した財産は非課税となる。

多額の相続税を納めても表彰もされず、勿論、税金の使途は

が百才になるまで公証人役場に保管されるので安全だ。

▼危篤状態におちいつて本人はもはや遺言書がかけない—そんなときは枕元に三人以上の成年の証人が立会い、そのうちの一人が遺言者が言い残すことを筆記する。それを遺言者と他の証人に読み聞かせ、証人が署名押印すれば臨終遺言書となる。

臨終遺言書は、遺言の日から二十日以内に家庭裁判所に確認を求めることが必要だ。その後遺言者が危機を脱して、六ヶ月以上生存したときは効力を失うことになる。

▼遺言書ではしめつぱい。もっと明るく事業財産を子供に残したい、相続まで待たずに後継者をきめて経営方針をはっきりさせたい。そんなときは「死因贈与契約」を結ぶことだ。

たとえば経営者Aと息子Bの間で「Aが死んだらAの事業用資産の工場××、土地○○をBに相続させる」という契約書をつくる。息子はオーナー経営者となる将来が公約されやる気が湧く。

死因贈与した資産には贈与税はかからない。Aの死亡の時点で始めてBが相続したこととなり相続税の対象となるわけだ。